

番 号	陳情 第 38 号	受理年月日	令 6. 11. 25
件 名	公園に子供たちが安全にボール遊びができる専用スペースを設置することについて		
結 果	令和 7. 3. 21 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、市営御所下住宅近くの大きな公園が現在、「ボール遊び禁止」となっているため、同住宅内の児童遊園で遊ぶ子供たちのボールが道路や駐車場に飛んでいき危険であることなどから、子供たちが安心してボール遊びができ、住民の迷惑とならないよう、同公園内へのボール遊びができる専用スペースの設置、もしくは同住宅の児童遊園内に柵で囲った専用スペースを設置するよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、公園は誰もが使用できる公共施設であり、町内会などの各種イベントにも使用されている。公園内での硬いボールの利用については、他の公園利用者や周辺住宅などへの被害の恐れがあるため禁止している一方で、柔らかいボールを使用したボール遊びは可能としており、公園内の看板には市のホームページにアクセスする二次元バーコードをつけて、公園内のきまりを周知しているところである。また、野球やサッカーなどのスポーツができる公園を市内に 38 か所設置しており、同住宅から一番近い公園として、約 1.4 キロメートル離れた谷山第一中央公園がある。本市としては、公園は幅広い年齢層の方々が利用し、その利用も多岐にわたることから、公園内に専用スペースを設置することは困難であると考えている。

市営住宅の児童遊園は、遊戯や休息などのための施設であり、広さも限られていることから、ボール遊び専用のスペースを設置することは困難であると考えている。なお、児童遊園の管理については、御所下住宅に限らず市営住宅全体を福祉会に依頼しているが、御所下住宅の福祉会からは、ボール遊び専用スペース設置の要望はないとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。